

6 資 審 第 66 号
令和 7 年 3 月 10 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

農薬の登録について（答申）

令和 6 年 2 月 13 日付け 5 消安第 6435 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、非病原性リゾビウム ビティス ARK-1 を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1

(*Rhizobium vitis* strain ARK-1)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和4年（2022年）12月21日	登録の申請
令和6年（2024年）2月13日	農業資材審議会への諮問
令和6年（2024年）2月22日	農業資材審議会農薬分科会（第40回）への諮問の報告

② 生物農薬評価部会

令和6年（2024年）5月23日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第9回）
令和6年（2024年）7月16日から 8月20日まで	国民からの意見・情報の募集
令和6年（2024年）11月5日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第11回）

③ 農薬分科会

令和7年（2025年）2月18日	農業資材審議会農薬分科会（第45回）
------------------	--------------------

3. 審議農薬の基本情報

- ① 一般名（学名） 非病原性リゾビウム ビティス ARK-1

Rhizobium vitis strain ARK-1

- ② 分類
- | | |
|----|-------------------------------------|
| 門： | Proteobacteria（プロテオバクテリア門） |
| 綱： | Alphaproteobacteria（アルファプロテオバクテリア綱） |
| 目： | Rhizobiales（リゾビウム目） |
| 科： | Rhizobiaceae（リゾビウム科） |
| 属： | <i>Rhizobium</i> （リゾビウム属） |
| 種： | <i>vitis</i> （ビティス） |
| 株： | ARK-1 |

- ③ 初回登録年 新規申請

- ④ 用途 殺菌剤

- ⑤ 作用機作 非病原性リゾビウム ビティス ARK-1はリゾビウム菌のうち、Tiプラスミドを持たない株である。*Rhizobium vitis*は土壌、植物体等に、地理的には広範囲に存在していると考えられ、Tiプラスミドを保有する株との拮抗作用が関与すると考えられる。

- ⑥ 主な適用作物 果樹類（ぶどうを除く）、ぶどう、ばら

4. 生物農薬評価部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

（1）農薬原体

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

	名称	含有濃度
有効成分	非病原性リゾビウム ビティス ARK-1	4.0×10^{11} CFU/g以上 1.2×10^{12} CFU/g以下

② 農薬原体の分析方法

農薬原体に塩化ナトリウム水溶液を加えよく攪拌した後、希釈し、普通寒天培地に塗布して培養。得られたコロニー数から菌濃度（CFU/g）を算出する。

（2）人に対する安全性

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の農薬原体又は製剤を用いた第一段階の安全性試験（単回経口、単回経気道、単回静脈内及び単回経皮）において、感染性、病原性、毒性及び生残性は認められず、人に対する毒素の産生も報告されていない。人に対する安全性は問題ないと考えられるため、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定は不要と判断した。

（3）家畜に対する影響

① ミツバチ

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の使用方法は苗の根部又は挿し穂基部の浸漬であること、また農薬原体を用いたミツバチに対する影響試験の結果から、ミツバチに対して影響を及ぼすおそれはないものと判断した。

② 蚕への影響

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の農薬原体を用いた蚕影響試験において、影響は認められなかった。

（4）その他の生物に対する影響

① 植物への影響

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の農薬原体を用いた植物影響試験（小麦、たまねぎ、とうもろこし、ねぎ、かぼちゃ、キャベツ、だいず、にんじん、はくさい、ほうれんそう、ばら及びぶどう）において、影響は認められなかった。

② 標的外昆虫等への影響

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の農薬原体を用いた標的外昆虫等影響試験（ヤマトクサカゲロウ、ウヅキコモリグモ及びナミテントウ）において、影響は認められなかった。

③ 土壌微生物への影響

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の農薬原体を用いた土壌微生物影響試験において、土壌中

の細菌、放線菌及び真菌の菌数への影響は認められなかった。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合する非病原性リゾビウム ビティス ARK-1原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び (3) のとおり、農薬使用者及び農薬蜜蜂影響における評価の結果、本号に該当しない。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) のとおり、安全性試験において、非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の感染性、病原性、毒性及び生残性は認められておらず、その毒性がきわめて弱く有害ではないことから、本号に該当しない。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) のとおり、安全性試験において、非病原性リゾビウム ビティス ARK-1の感染性、病原性、毒性及び生残性は認められておらず、その毒性がきわめて弱く有害ではないことから、本号に該当しない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

別紙2(2)のとおり、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果、

- ① 野生ハナバチ類については、当該農薬の使用方法やミツバチに対する影響試験の結果から、野生ハナバチ類に対してもミツバチと同様に影響を及ぼすおそれはない
- ② 水域の生活環境動植物については、当該農薬の使用方法から、河川等の水系に流出するおそれがなく、水域の生活環境動植物に暴露するおそれはない
- ③ 鳥類については、第1段階の環境生物に対する影響試験のうち、鳥類影響試験において毒性等が認められず、第2段階以降の試験を求める必要はない

と考えられるとして生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が不要とされたことから、本号に該当しない。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

別紙2(2)のとおり、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果、当該農薬の使用方法から、河川等の水系に流出するおそれがなく、ヒトに暴露するおそれはなく、また、文献調査やヒトに対する影響に関する試験の結果、感染性、病原性、毒性及び生残性はないと考えられるとして水質汚濁に係る農薬登録基準の設定が不要とされたことから、本号に該当しない。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

非病原性リゾビウム ビティス ARK-1を有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	エコアーク

参照資料一覧

- (1) 非病原性リゾビウム ビティス ARK-1生物農薬評価書（農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会 令和6年11月5日）
- (2) 生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（微生物農薬）（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和6年12月19日）